

14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	3,014	49,483
		① うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	$16,500円 \times 1/4$	20	82
		② うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$16,500円 \times 3/4$		
		③ うち①及び②に該当しないもの	16,500円	2,994	49,401
		所得割額の納付を要しない者	-	278	3,058
		④ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	$11,000円 \times 1/4$		
	⑤ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$11,000円 \times 3/4$			
	⑥ うち④及び⑤に該当しないもの	11,000円	278	3,058	
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	7	57
		⑦ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	$8,200円 \times 1/4$		
		⑧ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$8,200円 \times 3/4$		
		⑨ うち⑦及び⑧に該当しないもの	8,200円	7	57
		所得割額の納付を要しない者	-	1	6
		⑩ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	$5,500円 \times 1/4$		
	⑪ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$5,500円 \times 3/4$			
	⑫ うち⑩及び⑪に該当しないもの	5,500円	1	6	
	わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	396	3,247
		⑬ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	$8,200円 \times 1/4$		
		⑭ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$8,200円 \times 3/4$		
		⑮ うち⑬及び⑭に該当しないもの	8,200円	396	3,247
		所得割額の納付を要しない者	-	84	462
⑯ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの		$5,500円 \times 1/4$			
⑰ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$5,500円 \times 3/4$				
⑱ うち⑯及び⑰に該当しないもの	5,500円	84	462		
第二種銃猟免許に係る登録		-	75	413	
	⑲ うち第700条の52第2項第1号に該当するもの	$5,500円 \times 1/4$			
	⑳ うち第700条の52第2項第2号に該当するもの	$5,500円 \times 3/4$			
	㉑ うち⑲及び⑳に該当しないもの	5,500円	75	413	
① ~ ㉑ の 合 計		-	3,855	56,726	